

ごみの不法投棄が多発しています

5月に実施した春の一斉清掃において、悪質なごみの不法投棄が複数確認され、その多くは家電製品や家庭ごみでしたが、中には産業廃棄物も確認されています。

不法投棄は美観を損なうだけでなく、悪臭や汚水により自然環境へ深刻な影響を与え、さらには火災等の災害発生などにもつながります。

町民・行政が一体となって、「地域の目」で監視し、不法投棄撲滅を図っていきましょう。

不法投棄をした場合、
個人は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、
法人は3億円以下の罰金が科されます。
不法投棄は絶対にしないでください。

不法投棄を発見した場合は、下記担当または警察へご連絡ください。

■連絡時に教えていただきたいこと

発見日時、発見場所、投棄物、行為者の特徴、車両ナンバー等

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ



8月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日まで**に、お申し込みください。

証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

■申込み

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861
フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
各支所および各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

べつかい乳業興社からのお知らせ

酪農工場でチーズ作りを体験しませんか

べつかい乳業興社では、これまでに乳加工体験を行ったことがない方を対象に「さけるチーズ作り体験」を開催しますので、皆さんのご参加をお待ちしています。

- 日 時 8月9日(金) 午前10時から午後2時
- 場 所 別海町酪農工場乳加工体験施設
- 対 象 者 これまでに乳加工体験を行ったことがない方
- 定 員 6名
(申込先着順で定員になり次第締め切ります。)
- 費 用 2,000円
- 持 ち 物 昼食
- 申込期限 7月31日(水) 午後4時まで
- 申込み・問合せ 株式会社 べつかい乳業興社
TEL75-2256 担当 和嶋・河口

8月以降、この体験会を毎月第2金曜日に開催します。
参加を希望される方は毎月第1水曜日の午後4時までにお申し込みください。

農政課から

中山間地域等直接支払交付金事業に係る 集落協定等を公表します

本町では、農村環境の整備を中心に多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払交付金事業を実施しています。

本年も実施要領に基づき、集落協定等を次のとおり公表します。
町ホームページでも公表していますのでご覧ください。

- 公表期間 7月30日(火)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 公表時間 午前9時から午後5時
- 公表場所 農政課窓口

町ホームページ
検索キーワード

集落協定



問合せ／農業政策担当（内線1412）

酪農家の皆さまへ

農業用車両からの
出火にご注意

これから牧草収穫作業の最盛期を迎えますが、農業用車両（トラクターやロールベアラーなど）からの火災が過去5年間で11件発生しています。

その半数以上の火災が、点検と整備を行っていれば防ぐことができたものと考えられます。

作業前、作業後の点検と整備を確実にし、防火に努めていただきますようお願いいたします。

問合せ／予防課予防係TEL75-2200



- ☐ バッテリー端子の緩みはないか
- ☐ ギア、ベアリングの破損はないか
- ☐ PTO回転軸に牧草が巻きついていないか
- ☐ エンジンルーム内やハッチ内部に牧草等は堆積していないか
- ☐ マフラーに亀裂が入っていないか
- ☐ グリスアップと注油は小まめに行う

要注意点検項目

飲食店等を
経営されている
皆さまへ消防法令が改正され、飲食店等の
消火器設置範囲が拡大されます

■消防法令改正の概要

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災の事例を踏まえ、**令和元年10月1日**から飲食店等の消火器設置範囲が拡大されます。

今回の改正により、飲食店等で、延べ床面積150平方メートル未満の建物のうち、火を使用する設備または器具を設けたものが新たに追加されます。

■新たに消火器が必要となる建物

客席において客にもっぱら飲食を提供する店舗（レストラン、喫茶店、居酒屋、スナック等）で、次の全てに該当する場合は、消火器の設置が新たに義務付けられます。

1 建物の延べ面積が150平方メートル未満

※建物の延べ面積が150平方メートル以上の飲食店等については、従前より消防法にて消火器の設置が義務付けられています。

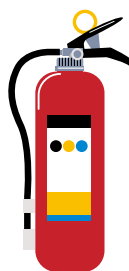
※上記の他に、火災予防条例により消火器の設置が義務付けられている店舗もあります。

※一般住宅の一部を飲食店等として使用している場合は、消防署にお問い合わせ願います。現地確認を行い該当の有無を調査させていただきます。

2 業として飲食物を提供するため、調理等を目的とした、こんろなどの火を使用する設備または器具を設置している

※こんろなどの火を使用する設備または器具に**防火上有効な措置**が講じられている場合は、今回の消防法令改正による消火器の設置義務は生じません。

※熱源が電気のみで設備または器具（IH調理設備または器具）は直接火を使用していないため含まれません。



■防火上有効な措置

防火上有効な措置とは、次に掲げる装置をいいます。なお、点火ミスや吹きこぼれなどで火が消えた際に、ガスの供給を遮断し、ガス漏れを防ぐ「立ち消え防止安全装置」は該当しません。

1 調理油加熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置「**Siセンサー**」など

2 自動消火装置

火を使用する設備または器具の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置「**フード等用簡易自動消火装置**」など

3 その他危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全性能を有する装置加熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットこんろ本体へのガスの供給を停止することにより火を消す装置「**圧力感知安全装置**」など

■設置する消火器について

1 住宅用消火器ではなく、**業務用消火器を設置**してください。（スプレー式は不可）

2 設置場所は火を使用する設備または器具が設けられている階ごとに、建物の各部分から歩行距離が20メートル以下となるように設置してください。

3 消火器の設置場所には、見やすい位置に標識の設置が必要です。

■設置した消火器の維持管理(点検及び点検報告)について

消防法改正により、新たに設置した消火器は、法令に基づき6カ月ごとに点検し、1年に1回管轄の消防署へ点検結果報告書の提出が必要となります。

点検方法および点検結果報告書作成方法は、最寄りの消防署へお問い合わせください。

問合せ／予防課予防指導係 TEL 75-2200